

第2号様式（社会保険診療等に係る所得金額とその他の所得金額とを区分していない法人用）

医療法人等の 所得金額計算書	事業 年度	・ ・ から ・ ・ まで	法人名	
総所得金額等				①
土地等の譲渡所得金額				②
課税標準の基礎となる総所得金額 (① - ②)				③
医療保健業とその他の 事業とを併せて行っ ている場合の所得金額	医療保健業の所得金額 (③ × $\frac{⑦}{⑦+⑧}$)			④
	その他の事業の所得金額 (③ - ④)			⑤
所得金額の計算の 基礎とする収入金額	社会保険診療等に係る収入金額 (⑬の金額)			⑥
	医療保健業の総収入金額 (⑰の金額)			⑦
	その他の事業の収入金額 (⑳の金額)			⑧
社会保険診療等に係る所得金額 (③ × $\frac{⑥}{⑦}$ 又は ④ × $\frac{⑥}{⑦}$)				⑨
当期分の課税所得金額 (① - ⑨)				⑩
繰越欠損金額等又は災害損失金の当期控除額				⑪
課税標準となる所得金額 (⑩ - ⑪)				⑫
所得金額の計算の基礎となる収入金額の明細				
社会保険診療等に係る収入金額	健康保険法		労働者災害補償保険法収入	
	国民健康保険法		介護保険法	
	高齢者の医療の確保に関する法律		自費診療収入	
	船員保険法		健康診断、予防接種等受託医療収入	
	国家公務員等共済組合法		その他（上記以外）の医療収入	
	防衛省の職員の給与に関する法律		入院料、ベッド代差額収入	
	地方公務員等共済組合法		患者、付添人食事代収入	
	私立学校教職員共済法		健康診断等証明収入	
	戦傷病者特別援護法		生産品等販売収入	
	母子保健法		受託技工、検査料等収入	
	児童福祉法		嘱託収入	
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律		利子等及び配当等収入	
	生活保護法		電話、電気、ガス寝具等収入	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律		不用品売却収入	
	精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律		その他の付随収入・ 附帯事業収入	
	麻薬及び向精神薬取締法		使用料等収入	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律		保険金等収入	
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の 医療及び観察等に関する法律		補助金、手数料等収入	
	介護保険法		その他の収入	
	障害者自立支援法		小計 ⑭	
査定損益金額		その他の収入金額に含まれる消費税額 ※ 税込経理方式の場合 ⑮ ▲		
		計 (⑭ - ⑮) ⑯		
		医療保健業の総収入金額 (⑬ + ⑯) ⑰		
		小計 ⑱		
		その他の事業の収入金額に含まれる消費税額 ※ 税込経理方式の場合 ⑲ ▲		
計 ⑬		計 ⑳		